

三重県知事許可の申請、届出で建設業許可・経営事項審査電子申請システムを使用する際の注意事項

1 申請者又は代理人（以下、「申請者等」という。）が、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下、「電子申請システム」という。）を使用して三重県知事の建設業許可を申請する場合には、許可申請書類は、電子申請システムに入力し、PDF ファイル等を添付して提出してください。

2 電子申請システムで申請する際の手数料は、申請者等が Pay-easy 対応のインターネットバンクから納付手続をし、収納代行業者であるウエルネット株式会社を経由して三重県に納付されます。また、領収書については三重県からは発行しません。

3 電子申請システムで、建設業許可申請、経営事項審査申請に係る手数料を納付し、三重県が審査を開始した後は、手数料を返還しません。

4 電子申請システムでの申請の場合、許可通知書については主たる営業所がある市町を所管する建設事務所から、経営事項審査結果通知書については建設業課から、紙媒体で交付します。

5 電子申請システムで申請、届出をする様式の作成年月日は、原則、申請、届出の日として、申請内容、添付書類で矛盾なく説明できる日付で入力するものとします。

6 納税証明書などの公的機関にて取得する証明書については、電子申請では紙媒体の証明書原本をコピー機等で PDF ファイルにしたものを添付してください。この場合、改めて原本を確認する必要があるときには提示を求められます。

なお、公的機関にて取得する証明書については、提示を求められたときは提示できるように必ず保管してください。

7 システムの操作の問合せについては、ヘルプデスク（0570-033-730(ナビダイヤル)）へ連絡願います。